

# 平成22年度における政策評価 テーマ選定について

## 政策評価テーマについて

### 1 総務省行政評価局が行う政策評価の計画

政策評価法第 13 条において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降 3 年間について総務省行政評価局が行う、政策の統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第 12 条第 1 項によるもの）などに関する計画を定めることとされている。

※ また、「政策評価に関する基本方針」（閣議決定）において、統一性・総合性確保評価の対象となる政策の選定については、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえるものとされている。

### 2 「行政評価等プログラム」との関係

「行政評価等プログラム」は、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、中期的な業務の基本方針を定めたもの（行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式により見直し・改定）。

政策評価法第 13 条に規定する評価に関する計画は、「行政評価等プログラム」に組み込んで毎年度策定している。

### 3 平成 22 年度「行政評価等プログラム」策定に係る今後の主な予定

3 月下旬 行政評価機能強化検討会において審議

4 月初旬 「行政評価等プログラム」策定・公表

## 総務省が行う政策の評価に関する計画（案）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条の規定に基づき、平成 22 年度以降の三年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を次のとおり定める。

### 1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の評価に関して、以下の取組を推進する。

#### (1) 統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第 12 条第 1 項によるもの）

各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から行う複数府省にまたがる政策の評価（以下「統一性又は総合性を確保するための評価」という。）については、政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に関係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

について、重点的かつ計画的に実施する。

特に、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

#### (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項によるもの）

各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、これまでの各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、次のとおり取り組む。

##### ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析を行う。

##### ② 各行政機関が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達

## 成水準等についての審査

各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策達成目標明示制度の下で定められた政策達成目標に密接に関連する政策に係る評価、規制の事前評価、租税特別措置に係る評価等について、重点化を図りつつ、行政機関ごとにかつ個々に審査を行う。

### ③ 行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

これらについては、平成 15 年 8 月に公表した『評価の実施の必要性の認定』の考え方の整理と今後の取組等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、

- i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの、
- ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきものの

について検討を行う。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、上記の検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、関係機関に提供するとともに、公表する。

## 2 平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

統一性又は総合性を確保するための評価については、平成 22 年度から 24 年度までの 3 か年において、行政評価等プログラムの I 2 「機能強化の視点」及び I 3 「取組の方向性」を踏まえつつ、「税金の無駄使い排除」（行政運営の効率化・適正化）、「国民のいのちと生活」（安全・安心）を大きな柱として行うこととする。後者については、地域の活力に関するものを含むものとする。

具体的には、「法科大学院の教育と司法試験等との連携による法曹の養成」、「食育の推進」、「ヒートアイランド対策」及び「テレワークの推進」の各テーマについて、複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的な推進を図る見地から、全体として評価を実施する。

## 3 平成 22 年度に実施する評価のテーマ

平成 22 年度に着手する統一性又は総合性を確保するための評価は、上記 2 のうち、「〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

なお、このほか、「バイオマスの利活用」及び「児童虐待の防止等」について、引き続き実施する。

## 4 その他評価の実施に関する重要事項

### (1) 閣議等の議論を通じた調査の推進

## ア 確証把握の充実・実効性確保

行政評価局の調査は、基本的に、全国を通じた調査により確証を得て問題点等を把握し、改善に結び付けていくことで効果を発揮するものであり、機能発揮が不十分との批判に对应していくためには、調査における確証把握の充実・実効性確保を図ることが重要である。

このため、調査予定テーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告することにより調査実施を推進するとともに、資料が得られないなど調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘することにより、調査における確証把握の充実、実効性確保を図ることとする。

## イ 改善措置状況のフォローアップ

調査機能の強化に当たっては、調査内容の充実を図るとともに、各府省による改善措置の徹底を図ることも課題となる。このため、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップについて、以下の措置を講じることとする。

- 勧告等による改善効果をフォローアップし、改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。

上記及び(1)アに掲げた方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要であり、中期的課題として引き続き検討する。

## (2) 政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保、評価の質の向上の観点から、学識経験者の知見の活用として、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。

また、各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの等についての認定等に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。

## (3) 評価に関する情報の公表

総務省が行う政策の評価について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(仮称)の策定を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。

## (4) 効果的・効率的な評価の実施

行政評価局が行う政策の評価の効果的・効率的な実施を図るため、行政評価・監視で得られた情報・データを活用するなど政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

## 政策評価の予定テーマ一覧（案）

## 政策評価法第 13 条に規定する計画に係るもの

【政策評価】（政策の効果を把握し、政策の見直し・改善を推進する統一性・総合性確保評価）

- 政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を実施するもの

● 法曹養成

（法科大学院と司法試験、司法修習との連携について法曹養成に関する政策評価）

● 食育の推進

（不規則な食生活に起因する生活習慣病の増加等に対処するための食育の推進に関する政策評価）

● ヒートアイランド対策

（進行が顕著なヒートアイランド現象の緩和対策に関する政策評価）

○ テレワークの推進

（仕事と生活の調和や多様な就労機会の創出が期待されているテレワークの推進に関する政策評価）

\* 平成 21 年度から引き続き、「バイオマスの利活用」、「児童虐待の防止等」を実施

（注）●は平成 21 年度行政評価等プログラムに掲載されているもの。

## テーマの背景事情等（未定稿）

テ　ー　マ　名	法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）
背　景　事　情	<p>① 国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められている。</p> <p>② 平成 14 年 12 月に、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が制定された。</p> <p style="padding-left: 2em;">同法においては、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ることとされている。</p> <p>③ 法科大学院への入学試験は平成 16 年度に開始され、18 年度には法科大学院修了者が初めて新司法試験を受験する状況となっており、22 年 1 月現在、全国に 74 校（国立 23 校、公立 2 校、私立 49 校）の法科大学院が設置されている。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める（「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定））などとされている。</p> <p>④ 一方、法科大学院修了者の新司法試験合格率（注）には、法科大学院ごとに大きなばらつきがあり、法科大学院教育の在り方が問われている等の指摘がある。また、法務省及び文部科学省は、平成 22 年 2 月に「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置し、現在の法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢の整理を行うこととしている。</p> <p style="padding-left: 2em;">（注） 法科大学院修了者の平成 21 年の新司法試験合格率は 28%</p>
評　価　の　観　点　等	<p>① 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	法務省、文部科学省、大学（法科大学院）、関係機関・団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## テーマの背景事情等（未定稿）

テ　　マ　　名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
背　景　事　情	<p>① 近年の我が国の「食」をめぐる状況の変化に伴う栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、新たな「食」の安全上の問題等に対処していくため、平成 17 年 6 月、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が制定された。</p> <p>② 同法に基づき内閣府に設置された食育推進会議が平成 18 年 3 月に決定した「食育推進基本計画」（18 年度から 22 年度までの 5 年間を対象）においては、食育の推進に関する施策についての基本的な方針が定められているとともに、「食育に関心を持っている国民の割合」、「学校給食における地場産物を使用する割合」、「推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合」等 9 項目の目標値や食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等が掲げられている。</p> <p>③ 関係府省は、同基本計画に基づき、「食生活指針」（平成 12 年 3 月策定）や「食事バランスガイド」（平成 17 年 6 月厚生労働省・農林水産省共同作成）の普及・啓発や子供の健康を支援する観点からの食育の推進、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 17 年 3 月決定）に基づく望ましい食生活の実現に向けた食育の推進、学校教育基本法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い創設された栄養教諭を活用した学校における食育の充実等の各種取組を推進している。</p> <p>④ このように食育については、国、地方公共団体及び国民による取組を総合的かつ計画的に推進することが求められている。</p>
評　価　の　観　点　等	<p>① 食育の推進に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 食育の推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。



## テーマの背景事情等（未定稿）

テ　　マ　　名	ヒートアイランド対策に関する政策評価（総合性確保評価）
背　景　事　情	<p>① ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象である。空調機器等からの人工排熱の増加、緑地・水面の減少、地表面の人工化等による被覆、都市構造や地形・気象条件など多岐にわたる要因により形成されるといわれており、大都市ではヒートアイランド現象の進行が顕著になっている。</p> <p>② 国は、平成 14 年 9 月、環境省、国土交通省等の関係府省によるヒートアイランド対策関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、同会議において、「ヒートアイランド対策大綱」（平成 16 年 3 月。以下「大綱」という。）を策定している。</p> <p>③ 大綱においては、人工排熱の低減（省エネルギーの推進、交通流対策の推進等）、地表面被覆の改善（屋上・壁面を含めた建築物等の緑化等）、都市形態の改善（緑地の保全、緑地や水面からの風の通り道の確保等）、ライフスタイルの改善（クールビズ、冷房設定温度 28℃への引上げ等）の 4 つを対策の柱とし、さらに観測・監視体制の強化及び調査研究の推進を加えて対策の推進を図ることとしている。</p> <p>④ また、平成 20 年 7 月、第 10 回の連絡会議において、対策・調査研究などの実績や、その他知見が集積されてきたことや、関係府省において新たな施策も見られること、さらに関連する計画等（京都議定書目標達成計画等）の中には改定されたものがあることから、「大綱の見直しを検討し、更なる対策の推進を図る必要がある。」とされている。</p> <p>⑤ ヒートアイランド対策については、国、関連地方公共団体、事業者、住民等の連携や取組に向けた認識に差があるとみられ、大綱に記載された具体的施策の進捗状況のフォロー、効果の検証、また、都市政策、交通政策、エネルギー政策等の関連施策との調整が重要である。</p>
評　価　の　観　点　等	<p>① ヒートアイランド対策に関する施策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② ヒートアイランド対策に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	国家公安委員会・警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## テーマの背景事情等（未定稿）

テ　　マ　　名	テレワークの推進に関する政策評価（総合性確保評価）
背　景　事　情	<p>① テレワークは、情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）を可能とし、多様な就労機会や起業・再チャレンジ機会を創出するものとされている。</p> <p>具体的には、テレワークを推進することにより、i) 少子化・高齢化問題等への対応（育児・介護と就労の両立、女性・高齢者・障害者等の就業機会の拡大）、ii) ワーク・ライフバランスの充実、iii) 地域活性化の推進（UJIターン、地域での起業等）、iv) 環境負荷軽減、v) 有能・多様な人材の確保（人材流出の防止）、vi) 営業効率の向上・顧客満足度の向上、vii) コスト削減、viii) 災害等に対する危機管理などの効果が得られるとされている。</p> <p>② 国は、平成 19 年 5 月に「テレワーク人口倍増アクションプラン」（テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定し、平成 22 年までにテレワーカー（注）の就業者人口に占める割合 2 割を達成することを目標に、政府を挙げて、また、産官学連携の下、テレワークの円滑な導入を促進するための施策を総合的、重層的かつ集中的に実施することとしている。</p> <p>なお、平成 20 年におけるテレワーカーが就業人口者に占める割合は 15.2%（国土交通省調べ）となっている。</p> <p>（注）テレワークを 1 週間あたり 8 時間以上行う人</p> <p>③ 同プランに基づき、関係府省は、情報通信システム基盤の整備、在宅勤務に伴う労務管理上の取扱いの明確化、子育て女性の再就職・高齢者雇用等に資するテレワークの推進策・支援策、在宅勤務の活用に関する普及・啓発等の各種施策を実施している。</p> <p>④ このようにテレワークの推進は、国、地方公共団体、事業者、就業者が連携した総合的な取り組みが求められている。</p>
評価の観点等	<p>① テレワークの推進に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② テレワークの推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	全府省、都道府県、市町村、関係団体、企業等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

## 統一性・総合性確保評価の実施状況

資料 1-(4)-④

(平成22年3月現在)

テーマ	時期	関係府省（通知・勧告先）
① 地域輸入促進に関する政策評価	平成15年1月28日 大臣通知	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
② 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価	平成15年1月28日 大臣通知	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省
③ リゾート地域の開発・整備に関する政策評価	平成15年4月15日 大臣通知	総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
④ 障害者の就業等に関する政策評価	平成15年4月15日 大臣通知	文部科学省及び厚生労働省
⑤ 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価	平成15年6月6日 大臣通知	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
⑥ 特別会計制度の活用状況に関する政策評価 －歳出歳入決算における表示内容を中心として－	平成15年10月24日 大臣通知	国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省
⑦ 経済協力（政府開発援助）に関する政策評価	平成16年4月2日 大臣通知	内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
⑧ 検査検定制度に関する政策評価	平成16年4月2日 大臣通知	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
⑨ 少子化対策に関する政策評価 －新エンゼルプランを対象として	平成16年7月20日 大臣通知	文部科学省、厚生労働省及び国土交通省
⑩ 湖沼の水環境の保全に関する政策評価	平成16年8月3日 大臣通知	農林水産省、国土交通省及び環境省
⑪ 留学生の受け入れ推進施策に関する政策評価	平成17年1月11日 大臣通知	文部科学省、法務省、外務省及び厚生労働省
⑫ 大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価	平成18年3月31日 大臣通知	環境省、国土交通省、経済産業省及び国家公安委員会・警察庁
⑬ 少年の非行対策に関する政策評価	平成19年1月30日 大臣通知	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省
⑭ リサイクル対策に関する政策評価	平成19年8月10日 大臣通知	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
⑮ P F I 事業に関する政策評価	平成20年1月11日 勧告	内閣府
⑯ 自然再生の推進に関する政策評価	平成20年4月22日 勧告	環境省、農林水産省及び国土交通省
⑰ 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価	平成21年3月3日 勧告	国土交通省及び法務省
⑱ 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価	平成21年5月26日 勧告	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省
⑲ 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価	平成21年6月26日 勧告	総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省
⑳ バイオマスの利活用に関する政策評価	調査・とりまとめ中	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
㉑ 児童虐待の防止等に関する政策評価	調査中	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

# 行政分野別の行政評価局調査の実施状況（平成11～21年度）

資料1-(4)-⑤

府省別	行政分野等	行政評価局調査の実績（平成11年度以降）
内閣府 本府	経済財政政策	
	沖縄・北方	
	男女共同参画等	少子化対策⑮、配偶者暴力⑱
	防災・安全確保	原子力防災（1次、2次）⑲、食品表示⑳
	国際平和協力	
	政府広報、その他	随意契約⑲
宮内庁		随意契約⑲
公正取引委員会	独占禁止 不当景品類・不当表示 防止 下請保護	随意契約⑲
警察庁		警察庁不祥事案対策⑫、自殺予防⑰、配偶者暴力⑱、随意契約⑲、薬物の乱用防止㉑
金融庁	金融検査	
	金融監督（証券、保険、金融（銀行等狭義）等）	根拠法のない共済⑯ 行政手続等の本人確認⑱
	証券取引の監視	
	金融制度	根拠法のない共済⑯
総務省	行政管理、評価	電子政府の推進⑮
	地方行財政	地域輸入促進⑫、配偶者暴力⑲
	消防・防災	
	電気・情報通信	I T化推進⑯
	郵政事業	簡易保険福祉事業団財務調査⑪、郵便事業・郵政三事業の事業別計理等⑬
	公害等調整	
	統計・その他	随意契約⑲
法務省	司法制度改革	
	検察	随意契約⑲
	矯正	少年非行⑰
	更正保護	少年非行⑰
	公安	実施庁⑮
	登記、戸籍等	
	人権擁護	配偶者暴力⑳
	出入国管理	留学生受け入れ⑮、在外公館㉑
外務省	地域別外交	外交・在外業務⑮
	分野別外交	外交・在外業務⑮
	広報、文化交流	留学生受け入れ⑮
	領事政策（領事サービス、海外邦人の安全確保、外国人問題）	在外邦人安全確保⑫、在外邦人安全対策等⑱
	外交実施体制	在外公館㉑
	経済協力	ODA⑭
	その他	随意契約⑲
財務省	予算、決算及び会計（補助金等）	特別会計制度の活用状況（歳入歳出決算の表示内容）⑬、国等の債権管理等⑰、補助金等（執行の適正化、利用料金等を徴収する施設の整備⑪）、民間団体等を対象とした補助金等（1次、2次）⑯⑰、随意

		契約⑱
	租税	
	関税	
	国庫、通貨、国有財産管理	
	国際金融	
	徴税	税務行政⑪
	金融	政府系金融機関⑬
文部科学省	生涯学習	
	初等中等教育	外国人児童生徒等⑬、教員養成等⑭、少年非行⑰、在外邦人安全対策等⑱、配偶者暴力⑳
	高等教育	留学生受け入れ⑮
	私学振興	私学振興⑬
	科学技術・学術政策、研究振興・開発	
	原子力安全	原子力防災(1次、2次)⑱
	スポーツ・保健	少年非行⑰、小児医療⑰、
	芸術文化	ODA⑭、文化財保護⑮
	その他	随意契約⑱
厚生労働省	健康・水道	感染症対策⑯
	医療	医療事故⑭、自殺予防⑰
	医薬品・食品	医薬品(安全対策)⑪、食品の安全・衛生⑪、医療事故⑭、食品表示⑭⑳
	医療保険	政府管掌健保⑫、感染症対策⑯
	雇用	雇用促進事業団財務調査⑪、高齢者雇用対策⑫、障害者の就業等⑬、配偶者暴力⑱、雇用二事業⑳
	職業能力開発	高齢者雇用対策⑫
	労働安全・基準	労働安全等⑰⑱
	雇用均等・パート	
	子ども・子育て支援	少子化対策⑮、児童虐待㉑
	障害者福祉	障害者の就業等⑬
	生活保護・福祉一般	生活保護⑫、社会福祉法人の指導監督⑭、生活保護⑳
	援護	
	介護・高齢者福祉	介護保険運用⑬、介護保険事業⑱
	年金	国民年金⑯、厚生年金⑰、検証委⑱
	その他	随意契約⑱
農林水産省	食料・食糧	食品流通対策㉒
	消費安全	農薬の使用管理⑬、食品表示⑭⑳、輸入農畜水産物の安全⑱
	生産・畜産	
	農業経営	担い手対策⑫、食品の安全・衛生⑪、農業経営構造⑮、農業災害補償⑯
	農村振興	都市農村交流⑯
	農林水産技術会議	
	林野	森林の保全管理⑬
	水産	
	統計・その他	農林水産統計⑪、随意契約⑱、バイオマス㉑
経済産業省	経済産業	産業活動活性化(中小企業)⑭、中心市街地活性化⑮、製品安全㉑
	ものづくり・情報・サービス産業	化学物質排出⑮
	対外経済	

	エネルギー・環境	低公害車⑧
	原子力安全・産業保安	原子力防災（1次、2次）⑨
	中小企業・地域経済活性化	産業活動活性化（中小企業）⑭、中心市街地活性化⑮
	その他	随意契約⑰
国土交通省	防災	豪雨対策⑫
	地域振興	リゾート地域の開発・整備⑫
	都市対策	
	公共施設	バリアフリー⑰、PFI事業⑱、遊戯施設⑲
	道路	高速道路⑪⑫、社会資本（道路橋の長寿命化）⑳
	下水道等	
	港湾	
	治山・治水	水資源⑬
	環境保全	自然再生㉑
	土地・建物	中高層分譲共同住宅の管理⑪
	陸上運送	自動車の検査・登録・整備⑬、貸切バス㉑
	鉄道	鉄道交通安全⑮
	海上運送等	船員行政⑫、海上災害対策⑮
	航空等	空港整備等⑬、航空安全⑮
	観光	外国人観光㉑
	気象	気象行政⑥㉑
その他	公共事業の評価⑫、公共事業評価システム⑭、留学生受け入れ⑮、実施庁実績評価⑯、公共事業の需要予測㉑、随意契約⑰	
環境省	廃棄物・リサイクル対策	容器包装リサイクル⑫、産業廃棄物⑮、リサイクル対策⑰
	総合環境政策	リサイクル対策（グリーン購入法関係）⑰
	環境・保健	PCB廃棄物対策⑭、化学物質の排出・管理⑮
	地球環境	バイオマス㉑
	水・大気環境	水資源の有効利用⑪、湖沼⑯、大気環境保全⑯、アスベスト⑮
	自然環境	自然環境保全（国立公園）⑫、自然再生⑮
	その他	随意契約⑰
防衛省		調達業務（海自、空自）⑪、防衛施設の建設・管理等⑭、随意契約⑰
その他	規制緩和関連	検査検定制度⑭
	（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）	規制特例措置⑯⑰⑱（各年度、上半期及び下半期の2回実施）、特例措置追跡調査⑯（特区評価委員会に報告）
	許認可等行政手続の改善	許認可等申請手続⑫、行政手続法の施行及び運用⑮、許認可等の統一的把握①～⑪、⑭⑮⑰⑲㉑
	行政サービスの改善	さわやか行政サービスの総点検①～⑫
	行政コストの削減等	官庁共通経費等⑫、府省共通事務⑮、職員研修施設㉑ 契約の競争性確保緊急調査㉑
	地方分権関連	国の関与の実態把握①～⑪
	その他	法令等遵守態勢⑲、ホームページバリアフリー㉑

注) 1 ○数字は、調査実施年度を示す。

2 「消費者庁」は、平成21年9月発足につき勧告等の実績なし。

# 行政評価機能の抜本的強化ビジョン

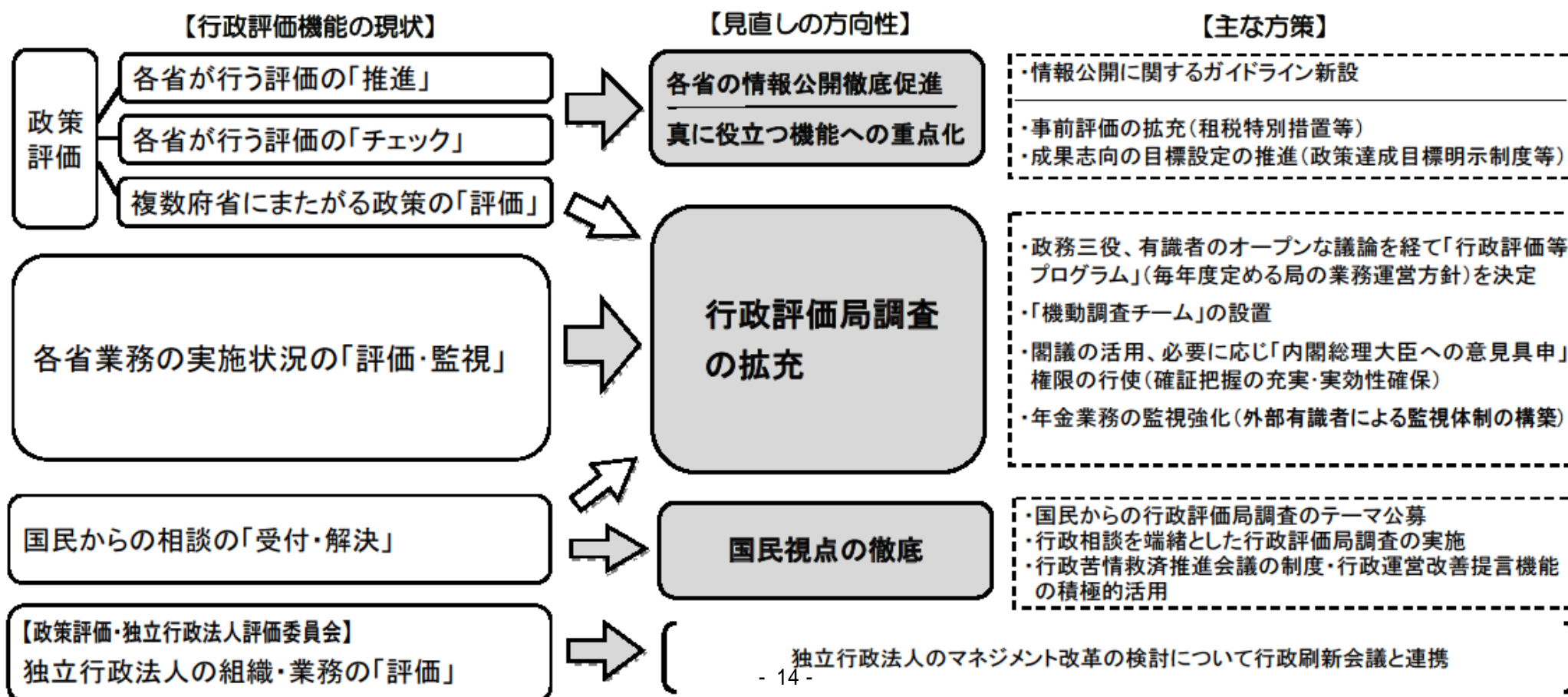
平成22年1月  
総務省

## 《基本的考え方》

従来からの行政システムの転換が求められている中、行政に対する国民の信頼を回復するため、

- ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
- ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充することにより、内閣を支援する機能を強化。

- 年度内：国民や有識者の声を反映しつつ具体化 ⇒ 「行政評価等プログラム」に盛り込み(順次、政令等改正)
- 機能強化とともに、局の組織・体制・名称、法制度等を中期的に検討
- ※ 具体化・実行に当たり、年金記録問題の動向に留意



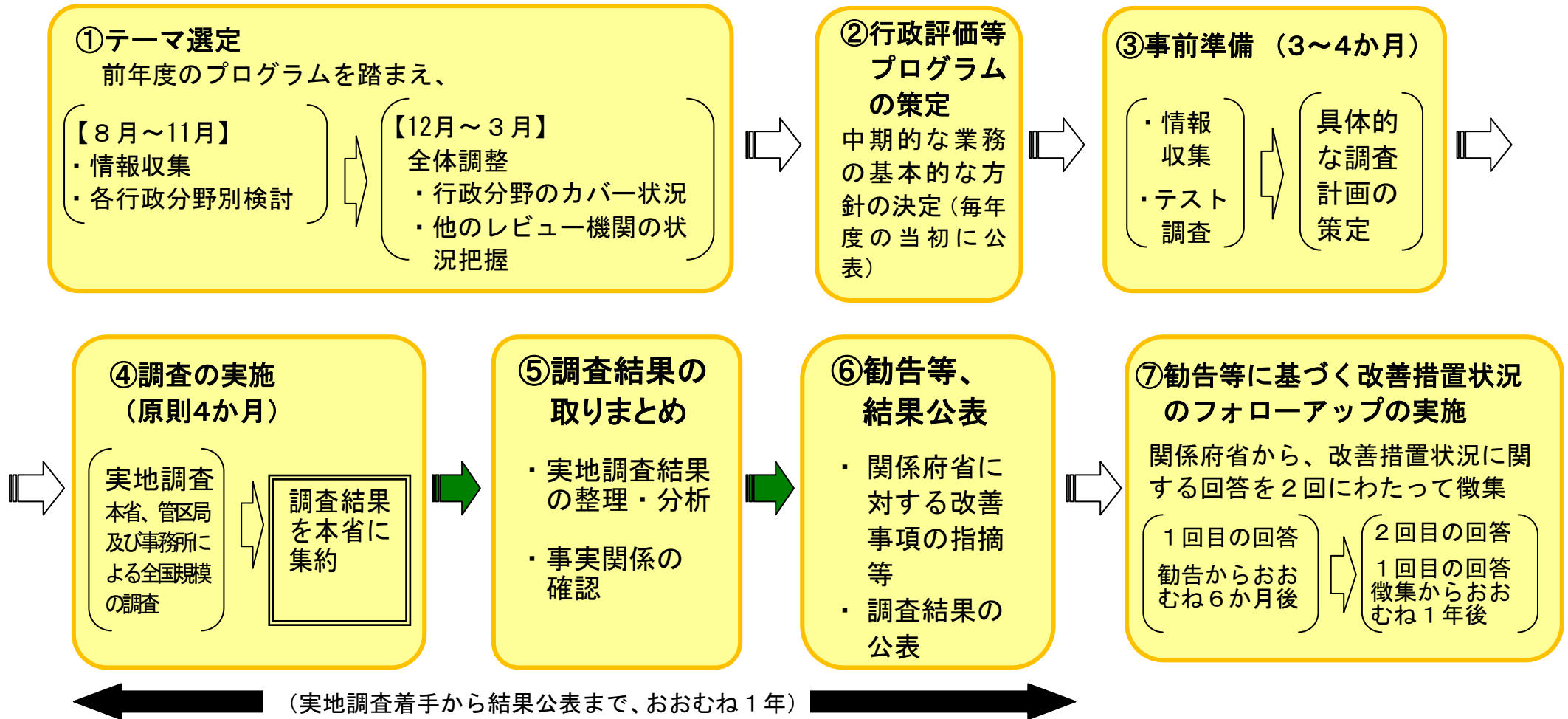


# 「行政評価局調査」機能

(複数府省にまたがる政策の「評価」、各省業務の実施状況の「評価・監視」)

## 標準的な調査の実施の流れ (現状)

※ 行政評価・監視の標準的な調査の例：資料編2 P.17、18 機動的な調査の例：同 P.19  
※ 複数府省にまたがる政策の評価の例：資料編2 P.20



※ テーマは、各年度のプログラムで3年分を掲載、毎年度ローリング方式で見直し。(現在、行政評価・監視は単年度計画。複数府省にまたがる政策の評価は法定により3年計画)

近年は「年金記録問題」への対応のため、年間6本程度の実施(平常時は、年間12本程度を目途に実施。)



## 具体的方策

### 閣議等の議論を通じた調査の推進

#### (確証把握の充実・実効性確保)

- 調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告。
- 調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘。

#### (改善措置状況のフォローアップ)

- 勧告等による改善効果をフォローアップ。  
改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。
- ※ 上記方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要。

### 「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置  
(例、「契約の実質的な競争性確保緊急調査」(原口総務大臣指示。平成21年11月30日行政刷新会議に報告、全府省に総務大臣通知))
  - 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査についても、状況に応じ柔軟に調査計画を見直し、調査の迅速化を図るとともに、常時監視活動を展開。
  - 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査(地域計画調査)等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施。
  - 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ追加調査を実施。
- 
- 外部有識者から成る「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化。【実施中】
  - 年金運用独法の運営の在り方について厚生労働省検討委員会に対応等【実施中】

## 行政評価局調査の従来のテーマ選定の視点

内閣の重要方針を踏まえ、国民視点を徹底し、国民の関心の高いテーマを選定

◎ 当局の調査・改善機能の特性を効果的に活用

- 全国的な実地調査（個別事例の積上げから確証を得て問題点を把握）による実態の把握が有効なもの
- 府省横断的、あるいは特に「第三者性」が必要とされるなど、各府省のみでは実施が困難なもの
- 過去の調査実績を踏まえ、極力、各府省の所管行政分野全般をカバー。特定の行政分野に偏らないよう、バランスも考慮。また、継続的な調査が求められるものに対応

◎ 政府部内の他のレビュー機能との整合的な効果発揮

- 会計検査院のデータ、検査結果等の活用
- 他の機関では取り上げられないテーマを選定
- ◇ 政策評価は、行政事務を分担管理する各行政機関の政策が対象（行政機関による評価手続の適用がなじみにくいことから、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整を行う内閣官房等は対象外）

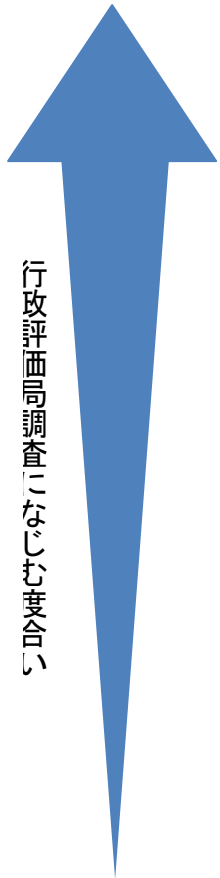
◎ 機動性の発揮が必要なテーマへの対応

- 重要課題への機動的な対応が必要な案件及び国民からの苦情、事故・災害、不祥事件等の発生などの臨時・緊急案件に対し、必要に応じ、臨時チームを編成し対応。  
(例、「契約の実質的な競争性確保緊急調査」（原口総務大臣指示。平成 21 年 11 月 30 日行政刷新会議に報告、全府省に総務大臣通知）)

※ テーマは、各年度のプログラムで3年分を掲載、毎年度ローリング方式で見直し。（現在、行政評価・監視は単年度計画、複数府省にまたがる政策の評価は法定により3年計画）  
近年は「年金記録問題」への対応のため、年間6本程度の実施（平常時は、年間12本程度を目途に実施。）

## 行政評価局調査の「なじみやすさ」の度合い

高



行政評価局調査「なじみやすさ」の度合い

低

- 全国的規模での実態把握が必要なもの
- 継続的な実施が必要なもの
- 府省横断的、あるいは特に「第三者性」が必要とされるなど、各府省のみでは実施が困難なもの
  
- 緊急性が求められるもの
- 極めて専門性が高いもの
  
- 実態調査より、むしろ「ロジック」の構築が求められるもの
- 論点がおおむね出尽くしており、高度の大きな政治判断に依らしめているもの
- 特定箇所など個別事業のみに係るもの
- 総合調整権限を背景に実施する方がより効果的なもの
  
- 政策評価法で、政策評価の実施主体とされていないもの（①内閣の重要政策に関する基本的な方針等に関する企画立案や総合調整を行う機関、内閣補助機関たる内閣府、②人事院、③会計検査院）

## 第 1 回 行政評価機能強化検討会議事要旨

1 日時 平成22年2月17日（水）17:00～18:30

2 場所 総務省第一特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者 原口総務大臣、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官、逢坂内閣総理大臣補佐官、亀井久興 総務省顧問、郷原信郎 総務省顧問、福武總一郎 総務省顧問、保坂展人 総務省顧問、水島広子 総務省顧問、八代英太 総務省顧問、岡素之 委員、金本良嗣 委員、富田俊基 委員、樫谷隆夫 委員、田中弥生 委員、田辺国昭 委員

### 4 概要

- 階政務官より、構成員の紹介があった後、本検討会の目的について説明があった。
- 本検討会の議事の公開について、次のとおり決定した。
  - ・ 本検討会については、報道関係者を対象として公開
  - ・ 本検討会の資料については、検討会終了後、速やかに公表
  - ・ 議事要旨については、検討会終了後、速やかに事務局において作成し、公表
  - ・ 議事録については、検討会終了後、速やかに事務局において作成し、構成員の確認の上、発言者の名前入りで公表
  - ・ これらの検討会資料等については、いずれも、総務省ホームページに掲載する方法により公表
- 階政務官より、本日の検討会の議事の進め方について説明があった。

### 【議題 1 機能強化方策について】

- 機能強化方策について、田中行政評価局長から説明があった。
 

（以下、自由討議）
- 政策評価の推進と調査、独立行政法人評価と調査、また行政相談など、4つの機能間の連携というのが極めて大事だが、今はどのように行われているのか。
  - 各機能の連携を図ることは、今回の強化方策において重要な視点と認識。例えば、行政相談を端緒とした行政評価局調査の実施や、常時監視活動として、対象課題について各機能を持ち寄って取り組むことなどを考えているところ。
- このタイミングで行政評価の機能強化、高度化を進めることは時宜を得ている。行政評価の究極的目標は「行政の質の更なる向上」ということに尽きるが、時代の要請として、省庁をまたがった横断的なプロジェクトチームなど、共通の分野が複数の省で行われている案件が増えている。政府全体として、そういうプロジェクトチームを作ることと、評価するチームを作ることが必要ではないか。また、民間企業に重ねてみると、評価することと同時に、現場の意識改革は大変重要な視点であり、モラルを高めた上で評価するサイクルを目指すべきではないか。
- そういう取組の際に、その事項が、ある省庁のある部局の所管になっていること自体が実態に合わないといったところこそ、重点的に調査の対象とするべきではないか。一例として、エレベーターの安全性の問題があるが、この問題を根本的に解決しようと思えば、建築基準法という枠組みの中に高度なメカトロニクス機器のエレベーターの問題が入っていること自体を直す必要。
- 行政は当然のことながら国民の税金を使い活動しているわけで、行政評価の結果は、次の予算編成に反映されなければ、やる意味はないのではないか。その意味では、公共事業を具体的に実行していくという時に、当然ムダなことは止めないといけませんが、やり方にもっとメスを入れていくべきではないか。例えば、道路予算が10億円あったとしても、実際に工事に充てられるお金というのは、いろいろな測量会社があったり、コンサル会社があったりして、途中でどんどん抜かれてしまう。
- 政策評価制度を予算に反映させる取り組みをしているが、今回の予算でいくと、998億円程度に止まっている。こうした取組について、もっとできるのではないか。

- 公共事業は、政策評価の中で事前評価の義務付けがなされており、その評価は力を入れていかなければならない分野と認識。また、事業の重複はないか、もっと効率的なやり方はないか、といった点は行政評価局の重要な視点。政策評価の今後行くべき道筋として、予算への反映に重点化を図っていく方向で考えているところ。
- 平成22年度で防衛省の調達に関する調査テーマを考えているようだが、随分長い期間、防衛省の調達の問題が言われつつ、行政評価局として役割を実際に果たせたのか。これからの新しい在り方を考えるに当たって、こういった件について、何ができて、何ができなかったのか。できなかったのはなぜなのか、率直に聞かせていただきたい。
    - 防衛省の調達業務は、平成11年、12年など調査を実施。できるだけ全省庁の広い行政分野にバランスよく調査をかけようという視点を一方で持ちつつ、繰り返し起こる事柄についてはシリーズものでやるといった工夫でやってきている。
  - 今回の件で、防衛省が例えば、防衛機密に属する事項なので協力しないということはあったのか。行政評価局が調査しようとしても、そういう壁があって、調査できないということはないのか。
    - 防衛調達の関係については、場合によっては防衛機密の関係で、一部黒塗り資料が出てくることがあったかもしれないが、防衛機密の問題で、調査の根本が揺らぐような話は承知していない。
  - 行政評価局でも不始末、不祥事が起こる度に調査をしているにも関わらず、イタチごっこ的なことがあったと思うが、勧告をどれだけ聞き入れたのか、どう実施しているのかを調査したり、様子を見たりまではできなかったのか。
    - 行政評価・監視については、手続上、勧告から半年後、それから更に1年後に、勧告事項がどう実現されたか、フォローアップを実施。その限りでは、勧告したことを守らなかったということは基本的にはなかったと思うが、一方で、「相手が受け取れる範囲しか言っていない」との御批判を受けており、それは、抵抗があるといったことではなく、どこまで切り込めるかという調査の「質」の問題と認識。
  - ルール違反やコンプライアンス違反を無くすのは、評価だけでは無理ではないか。政権が代わって政治主導でやっていくという大方針なので、政治が率先して、自分の省庁の一人一人に対してコンプライアンスの重要性を徹底させていく必要があるのではないか。
  - 今回の機能強化の基本的考え方は、「簡素で効果的な質の高い行政の実現」ということだと考えるが、新政権は政治主導でやっていくということで、全体を見ながら優先順位をつけるという点は、今までより相当強化する必要があるのではないか。
    - また、優先順位とか重複をどういう視点で見るのか、評価基準の在り方をどうやって決めるのか、評価のフィードバックが翌々年になってしまうことをどう考えるのか、それから事業経営者の立場として、実行責任者への評価に関しても連動しているのかどうか、その実行責任者への評価というのはどう考えるのか、もう少し議論してもいいのではないか。
    - 予算への反映の仕組みについては、できるだけ予算に反映できるように主計局と連絡を取り合っている。また、政策を遂行した責任者への評価の問題については、この一連の強化方策の中で検討していきたいと考えているところ。
  - 国民の視点ということであれば、国民に一番接している地方自治体の効率化に関してはどのように考えているのか。
    - 行政評価局の仕事は、国の行政機関についての評価であって、地方自治体の自治事務について調査権限はない。監査部局の在り方やレビューの仕方など、全体の行政の仕組みについては、自治行政関係部局から適宜指導されているのではないか。
  - 例えば地方自治体も類推して同じようなことが行われている、あるいは地方に何か問題があった場合には、総務省も助言を発することが可能。今まで役所が、行政評価局がやっていたことだけでは見過ごしていたり、見逃していたりしていたことも、政務三役がしっかりグリップして、もし地方に対して改善することが出てくれば、政治主導で行おうと考えている。
  - 道州制や地方への権限移譲といった論議が片方でなされなければ、「抜本的な」という言葉に十分投資することができないのではないか。
  - 地方自治体の会計制度や監査制度については、地方行財政検討会議で検討している。
  - 行政が機能しない時というのは、制度そのもの、仕組みそのものに問題があるときと、不作為が実際にあるとき、あとはパワーの限界でできないときの大体3パターンである。評価するときに、例えば虐待の現場であれば、虐待件数とかの目標値と同時に、行政は人がやるものであるから、どれほどそ

の現場の人が燃え尽きているかということも、何らかの形で評価すべきではないか。それから、実際に何かの施策を考える、データを集めるときに縦割りというのは相当弊害になっていて、実際に行政評価をしていくときにも、是非そこまで戻れるような、あるいは最初に考えるときに縦割りを打破できるような形を作っていただきたい。

## 【議題2 22年度の行政評価局調査のテーマ案について】

○ 22年度の行政評価局調査のテーマ案について、田中行政評価局長から説明があった。

(以下、自由討議)

○ 政策評価の在り方も政治主導であって欲しい。各府省で評価しても政治側が違う政策判断をするためにPDCAが回らないことがあったり、政治主導の一番大事な政策を担っている内閣の政策は対象にならなかったりするので、政策評価の仕組みを法律を含めて検討する必要がある。

調査については、国家戦略室とどう連携するのが肝心になってくるが、ここで選ばれている調査テーマは、戦略室で今後選んでいくであろう施策とどう連携するのか。

→ 政策評価の強化方策の一つとして、成果志向の政策目標設定の推進について、国家戦略室と議論中。いずれにせよ、体系的な評価ができるよう連携していきたい。

○ 行政評価の機能を抜本的に強化するというのであれば、聖域を設けないことが絶対に重要。今まで聖域と考えられていたような業務、例えば検察庁の業務で言えば、事件処理の可否は評価の対象にはならないと思うが、どういうリソースをどういう業務に振り向けるかについては検察庁も行政。例えば、「貸切バスの安全確保」について、重大な事故が発生して違法行為が後を断たない状況にあって、刑事告発を行って罰則を適用する必要があるのではないかとこの観点があるが、今まで、ほとんど罰則適用というのは、行政側からの告発では行われていない。結局、その事案の重大性、悪質性に依拠して、行政処分のレベル、最終的には罰則適用がシステムとして整っていないと、効果的、実効的な行政はできないはず。どういう法分野に対してどういう体制で臨んでいるのか、実際にどういう実績を上げているのか、きちんと行政庁との擦り合わせができていくのか、というような観点から行政としての評価をしていくことは、それによって行政のリソースの効率化にも繋がるし、エンフォースメントの強化も図れるのではないか。

○ 検察庁に対しても、過去には随意契約の調査を行ったようだが、いわゆる調達費問題というのも過去に厳然と存在し、国会でも随分と議論になっていた。あるいは、今、外務省の在外公館の調査をされているようだが、国連という場に出すお金については議論されたことがなく、行政もチェックしたことがない。こうした聖域もしっかりメスを入れるべき。最高裁判所も、その判決そのものに何か言うということは問題があるけれども、裁判員広報費という27億円余りの契約すべてについて、契約書を作らずになあなあでやっていて、会計検査院から異例の指摘を受けて、内部嚴重注意で終わったというケースもある。かつて聖域となっていた部分についても、過去、なぜ問題が起こったのかと精査する中で、構造を変えていく取り組みが必要ではないか。

○ テーマがいろいろと分散して、目的とするところがあまりよく分からないというのは良くない。「検査検定、資格認定等（利用者負担軽減等）」について、例えば車検制度、制度はそのまま残すとしても、本当にあんなにコストがかかるものか、もっと安くできるのではないか。あるいは、検定とか資格認定について、中小零細企業の方々は、資格取得しなければ仕事がないため、テキストなどで高額な費用負担がかかっている。これらも全部天下りの温床になっているのではないか。そういうところにメスを入れなかったら意味がない。

○ おそらく行政評価無機能時代がずっとあったのではないか。各省庁がやりたい放題の形で、いま肥満状況になっている。例えば、福祉という分野でも無駄が多いという現実がある。事件が起きて公になってから行政評価として入っていくのではなく、そういう以前の問題として事前に行政評価をしていかなければいけない。そういう意味では総花的にならないように、ポイント、時期を絞った方が行政評価としては非常に中身の濃いものになるのではないか。

→ 何がしかの問題が起こりそうな制度とか行政の運営の仕方があれば、事前にテーマとして選んで取り組むということであろうと思う。政策評価の分野では政令で事前評価を義務付けている4分野については、各省が行った評価をチェックするので、その種の議論があればその過程でも議論ができ

ると思う。

- 基本的に政策評価というのは意思決定者に役立つ情報を作るというのが目的であって、これまで日本の政策評価制度は、政策評価部局があって政策評価のために政策評価をやるという嫌いがないでもなかった。調査テーマについては、どういう意思決定に使うかということがあって始めて意味がある。分析・評価等は客観的・中立的なきちんとしたものでなければいけないが、それを踏まえた良い政策意思決定ができるような視点が必要。
- 鳩山首相の所信表明演説から調査テーマ候補の資料を作ったということだが、新政権の「いのちを守る」というところから始まっているのであれば、前政権時代の自殺対策を評価して終わっているのは、政治的インパクトが無さ過ぎるのではないか。関心が集まっている問題だと思うので、もう一度新しい目で見たい。
  - 自殺防止は平成17年度に調査を実施しているが、一つのテーマの検討の候補として捉えさせていただく。
- 一般的なロジックとしては、評価の客観性がないから利用できないと言われるが、実際のロジックは逆であって、どう利用するか分からないから、どういう評価をやっていいか分からないということになっている。利用という観点から徹底的に詰めた方が、評価機能を高めるためには良いのではない。例えば、予算の編成に役立てると言うときに、かなり大きな施策の単位で、うまくいったかいつてないかは分かるが、それをやるのであれば、もっと細かい事業レベルに落として見ていかなければならない。ただ、それをやるとなると、評価に係るコストが膨大になるので、問題の焦点を政治主導で投げかけて、それに対応する形で評価フレームを作っていくというのが在るべき姿。
  - また、今までの政策評価は、各省の中で政務三役が評価結果に対してどういう責任を取るのかについては何も議論されていない。各省の政務三役が評価に対してどういう覚悟を持っているのかについて、全体で水準アップをしていただきたい。評価をどう利用するのか、意思決定者はどう使うのが一番のポイント。
  - 行政評価局の評価に関しては、地方、現場において何をやっているのかについてはかなりよく調べているが、結論に問題がある。タイムリーにやるためには調査結果のとりまとめをもっと短縮すべき。各省で了解を取らない限り何も言わないという霞が関文化かもしれないが、それではタイミングを逸してしまうことになる。とりまとめのスピード感が得られるようなテーマを選んでいただきたい。
- 最後に原口総務大臣から挨拶があった。

※ 速報のため、以後、修正の可能性はある。

【文責：行政評価局総務課】

## 【参考】

## ◎行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

## (総務省が行う政策の評価)

**第十二条** 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

## (総務省が行う政策の評価に関する計画)

**第十三条** 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針
- 二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



## ◎政策評価に関する基本方針(抄)

平成13年12月28日閣議決定  
平成17年12月16日改定

### (前文)

…政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。…

## Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

### 2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

#### (1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

…政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専担組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通知し、また、必要に応じ勧告を行う。…

#### (2) (略)

#### (3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

##### ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に関係する政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価するものとする。

(イ)これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする(これらの対象の選定について、総務省は、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の調査審議を踏まえるものとする。)。

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの
- ④ その他、①から③までに掲げる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

(ウ) (略)

(エ) (略)

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定(必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。)
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価(当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。)
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価